

論 文

“social security” から「社会保障」へ

— 翻訳をめぐる試行錯誤 —

菅 沼 隆[†]

要 旨

英語の“social security”が日本語の「社会保障」と訳されて、日本に定着する過程を辿る。1935年にアメリカで Social Security Act が成立する前後になると、“social security”をどのように訳すのが問題となり、多種多様な訳語が登場した。また、1941年8月14日発出された大西洋憲章第5項の“social security”，1942年11月のベヴェリッジ報告書の“social security”の訳語を探すことも容易ではなかった。1946年2月にマッカーサー憲法草案に盛り込まれた“social security”の訳語をめぐる二転三転した。結果として、日本国憲法第25条に「社会保障」という用語が盛り込まれた。簡単に「社会保障」という訳語が生まれて、採用されたわけではなく、歴史の偶然も作用して「社会保障」が戦後日本の社会政策を嚮導する用語となった。

はじめに

本稿は英語の“social security”がいかにして「社会保障」という日本語に訳されたのか、その経緯を辿ることを課題とする。「社会保障」は日本国憲法第25条の条文に明記され、戦後日本の社会政策を嚮導する基軸概念となってきた。日本国憲法制定後に生きる我々は「社会保障」は“social security”の定訳であると思込んでいるが、1946年8月までは、定訳はなかった。本稿が明らかにするように、日本国憲法第25条に「社会保障」が盛り込まれたのは偶然によるところも大きかった。どのような経緯で、“social security”が「社会保障」という用語に邦訳され、日本国憲法に盛り込まれたのか、を明らかにすることは重要な研究課題であるといえる。

日本国憲法制定過程において、“social security”を「社会保障」と訳した経緯について、近藤文二（1975）は、当初の政府の翻訳案であった「社会の安寧」が「生活の保障」と改訳されたことを指摘した。そして「生活の保障」が「その後三転して、衆議院の修正案で「社会保障」

[†] 立教大学経済学部教授

※本稿は2020年5月24日開催の社会政策学会第140回大会（東京都立大学、オンライン開催）の自由論題分科会に提出したフルペーパーである。誤字を修正し、体裁を整えたことを除いて、当日の原稿のままである。

に改められた」。その際、佐藤功を引用して

「「生活の保障」という言葉よりも「社会保障」という言葉の方が、より非個人的であるというので、「社会保障」というこの表現を採用したのだろう」¹⁾

と見做した。その箇所では、「社会保障」が訳語として一般化するのには「昭和18年ごろ」と述べている。

「すなわち当時すでにわれわれの間では「社会保障」という訳語が一般に用いられていたのみならずこの訳語は、すでにビヴァリッジ案の内容がわが国にはじめて紹介された昭和18年ごろから学界では採用されていたのである。このことは、例えば、昭和18年5月に発表された「社会政策時報」所載の水上鐵次郎氏稿「英国の『社会保障憲章』問題」を見ても明らかである。……もちろん Social Security なる言葉はアメリカではじめてつくられた言葉であって、それが一般化したのは……1935年の Social Security Act 以来である。…… Economic Security という言葉は……日本語に訳せば「経済安定」であり、それにしたがえば「社会保障」は「社会安定」と訳すべきだったともいえる。……しかしわたくしは、もし直訳をとらないとすれば、Social Security はこれを「憲法改正草案」のように「生活の保障」と訳した方がよりよくその内容を示すとも思う。」

と「社会保障」が適訳ではなく、「生活の保障」がより適切であったと述べた。これは後にみるように「社会保障」を「適訳」とみなした藤澤益夫と異なる評価である。だが、ここで重要なことは“social security”の訳語が「昭和18年ごろ」以前には定まっていなかった、ということである。訳語として「社会安定」が有力な候補として挙げられていたということも重視すべき指摘である。また、近藤は水上鐵次郎論文が「社会保障」の嚆矢であった可能性を示唆している。“social security”を「社会保障」と訳すことは当然のことながら自然的・機械的直訳ではなかったのである。一体どのような経緯で“social security”は「社会保障」と訳されたのか？日本国憲法制定後70年以上を経過した現在でも「社会保障改革国民会議」「全世代型社会保障」など「社会保障」が国家の政策を嚮導する概念になっていることを考えると、日本国憲法で「社会保障」という用語に決められた経緯を明らかにすることは非常に重要な意味がある。

ところで、近藤が「社会保障」を適訳ではなかったと評価したことと異なり、藤澤益夫(1998)は、「社会保障」は適訳であったと高く評価している。

1) 近藤文二(1975)「社会保障と社会保険」、今井一男、佐口卓編(1975『社会保障の理論と課題』)社会保険法規研究会、1975年、17～34頁。近藤が参照している佐藤功の論考は次のものである。佐藤功(1950.7)「憲法第25条の由来」『社会保険時報』第24巻第7号、4頁。

「保険と保障は、要害に籠もりあるいは要塞を築いて、ともに災厄に対して防御の備えをする点では等しい。……戦間期のアメリカで social security の用語が普及したとき、保険とも平仄を合わせてバランスがとれ、しかも厚生増大の語義をも含んだ保障という成語を見事に転義させて、60余年前のにはほんにおいて、いちはやくセキュリティに保障の適訳を振られた先学はどなたであろうか」²⁾

と絶妙の訳であったと絶賛している。同時に、誰が訳したのかは不明であるという。この点を明らかにするには、“social security”の訳語を丹念に確認する作業をするしかない。

日本に対する“social security”の4つの波

英語の“social security”を翻訳する「挑戦」は、はおおよそ4つの波となって日本に到達した。第1波は、1935年に“Social Security Bill/Act”が登場したときである。新語であった“Social Security Act”をどのように訳して日本に伝えるのかという課題に、報道機関と在外機関は直面した。第2波は、1941年8月にF・ルーズヴェルト大統領とW・チャーチル首相によって共同で発せられた大西洋憲章の第5項に“social security”という用語が用いられたときである。宣言の内容を説明する際に“social security”の訳語の選択に直面した。第3波は、1942年11月に公表された『ベヴァリッジ報告書』が日本に伝えられたときである。『ベヴァリッジ報告書』は戦時中に日本に持ち込まれ、研究者と官僚の間で読まれた。その影響の程度を確認する必要がある。第4波は、1946年2月にマッカーサー憲法草案が日本政府に提示された時である。“social security”を〈社会保障〉と訳すことは、まったく定まっていなかった。さまざまな者がさまざまに訳した。その中で〈社会保障〉という用語が選ばれ、最終的に日本国憲法の条文中に採用された。それはある意味偶然的なものがあつた。その偶然で選択された〈社会保障〉という用語を使用して戦後日本の社会政策は展開し、ある意味必然的なものになった。

なお、本稿では紙幅の制約で第3波までを取り扱う。

先行研究の吟味

“social security”の訳語についてまとめた考察を行ったのは佐口卓（1986）である。佐口は第1波・第2波の区別については自覚していない。佐口のやや長い論考をまとめると次のようになる³⁾。社会保障制度審議会の重鎮であつた今井一男が「末高信が「社会保障」と訳した最初の人である」という見解に対して、佐口は

2) 藤澤益夫（1998）「社会保障のエティモロジー」田園調布学園大学『人間福祉研究』第1号、48頁。

3) 佐口卓（1986）「わが国の初期社会保障計画の若干の事情」『年金と雇用』第5巻第1号、77～84頁。

「かつて、わたしは末高先生にじかに社会保障の訳語は誰によるのかを伺ったが、誰であるのかは知らないし、自分でもないことをのべられた」

と書いた。すなわち、末高信説を末高本人に対する聞き取りで否定した。佐口は、日本の敗戦前に、ベヴァリッジ報告書について「きわめて明瞭に Social Security を“社会保障”と訳したはじめての論稿は水上鉄次郎氏のもの〔英国の『社会保障憲章』問題〕（社会政策時報、第272号、1943年5月）」とあってよい」と水上鉄次郎が「社会保障」と訳した非常に早い時期の事例であることを認めた。だが、佐口は、水上を最初的使用者であるとは見なしていない。佐口の論稿では、近藤文二が「すでにビヴァリッジ案の内容がわが国にはじめて紹介された昭和18年ごろから学会では〔社会保障が〕採用されていた……〔このことは近藤によると〕昭和18年5月に発表された「社会政策時報」所載の水上〔論文〕を……見ても明らか」と水上以前に「社会保障」という用語が誕生し、使用されていたことを示唆している。佐口は、アメリカの“Social Security Act”が日本に与えた影響について、軽微であったと指摘する。すなわち、

「必ずしもこの言葉は各国に普及したわけではなかった。たとえば、わが国ではこの社会保障法はほとんど省みられていなかったし、この紹介に際してもアメリカの社会保険法の成立とされていたほどであった。ということは、やはりベバリッジの報告書の出現によって社会保障という言葉が普及してきたとみることは許されるであろう。」

と述べた。1941年9月のILOのスタイン論文⁴⁾については、

「まさに社会保障がベバリッジ報告書の公表以前からその用語と内容を持っていた」
「〔スタイン論文は〕ベバリッジ報告書のそれ〔社会保障を説いたこと〕とはほぼ平行している……。他方……ILOの考え方の〔日本に対する〕影響は皆無であった」

と述べ、ベヴァリッジ報告書の“social security”の記述が「社会保障」という用語をもたらしたことを強く示唆しているとともに、ILOの論文の影響は「皆無」とみなしている。そして、佐口は次のように結論付けている。

「戦時中からすでに“社会保障”の邦語は生まれていたことだけは間違いのないにしても、

4) Oswald Stein (1941.9), “Building Social Security,” International Labour Review, Vol.XLIV. この論文が翌年のILO報告書“Approaches to Social Security”の原型になっていることは、広く知られている。例えば、高橋武(1968)『国際社会保障法研究』至誠堂、46頁など。

そして学界などでも通用していたのだが、それ以上は不明だということになる。…… Social Security の訳語である社会保障の訳者は誰かということであった。しかしこれについては現在では十分な答えを見いだすことはできなかった。」

と結論付けた。すなわち、水上鐵次郎以前に「誰か」が「社会保障」という言葉を使ったと推測されるが、「誰であるか」は不明というのが佐口の結論であった。

第4波であるマッカーサー憲法草案については、近藤文二の先駆的研究を嚆矢として⁵⁾、数多くの先行研究があり、資料も発掘し尽くされている。特に、「社会保障」の用語に関しては、北場勉の研究は詳細で、現在の水準をなす⁶⁾。歴史研究として資料の発掘とその時間的順序を確定する作業において北場の研究を踏襲する。だが、その解釈については、まとめにおいて北場と異なる評価を提示したい。

漢語の「保障」と「保証 [保證]」の異同

翻訳の過程を辿るには漢語・漢字の「保障」と「保証 [保證]」の意味概念の違いを確認する必要があるが、これは別稿に譲る⁷⁾。また、明治維新以後、“security”がどのように訳されてきたのかを辿った考察も別稿を準備している。ここでその結論として、1930年代初頭まで、“security”を「保障」と訳す慣行は成立していなかったことを指摘しておくに留める。

第1章 第1波：アメリカ1935年社会保障法

1935年3月以前

“Social Security Act”はどのような日本語に訳されたのであろうか？ 筆者が調べた限りで、アメリカに於ける“security”の訳語として「保障」を使用したことが確実である最初の用例は慶応大学の園乾治が1934年に、エプスタインの1933年の著書“Insecurity”を紹介する記事で、American Association for Old Age Securityを「アメリカ養老保障協会」と訳したものである⁸⁾。園が英語の原名を書き添えている箇所は少ないのであるが、本文中で「アメリカ養老保障協会 American Association for Old Age Security」と英語の原名を書き添えていることにもみられるごとく、訳語の選択に迷ったことが推測される。園はこの論文をエプスタインの著書“Insecurity”に依拠して執筆したことを吐露している⁹⁾。

5) 近藤文二 (1974)『日本社会保障の歴史』厚生出版社、64～70頁。

6) 北場勉 (2002)「日本国憲法における「社会保障」の誕生」『日本社会事業大学研究紀要』第49号。

7) 拙稿 (2020)「漢語の「保障」と「保証」の異同」『立教社会福祉研究』第39号。

8) 園乾治「米国の養老年金制度」『労働立法』第1号第2号、1934年9月、46～59頁。

9) 同前、59頁。脱稿日を1934年7月9日と記している。なお、エプスタインが“American Association

新聞報道の訳語

さて、アメリカの動きを日本の報道機関はどのように訳したのだろうか？ 当時の新聞報道を見てみよう。

1934年6月8日、ルーズヴェルト大統領が議会に対して発した政府提案について¹⁰⁾、ほぼ同時に新聞報道がなされている。『東京朝日新聞』6月10日「社会政策立法—米大統領、議会提出を言明」という記事において「生活の安全保証、失業養老保険」と訳している¹¹⁾。また、『読売新聞』は6月10日「国民生活安定に3大事業計画」と報道し、「社会政策の安定」という表現を使用している¹²⁾。

1935年1月以降の『東京朝日新聞』の記事をみておこう。

1月17日の記事では「社会政策法案議会へ提出 米大統領の生活安定策」と紹介され、1月19日「社会保険確立にル大統領乗出す—強制失業保険制度、強制養老保険制度、政府養老年金制度」と内容を説明している。そして、法案が“Social Security Bill”と決定した後の6月2日には「社会経済の統制力大審院に期せん—NRA 違法の判決を—米大統領痛撃」という記事で「社会政策立法法案」と訳している。さらに、6月21日に「養老年金法案可決」という見出しで「社会政策法案」という訳語で報道している¹³⁾。8月28日には「百億弗予算を呑み米議会漸く閉幕」という見出しに「社会的保障」という表現がある。また、『読売新聞』は1935年1月18日の記事で「社会政策案」「社会政策教書」と訳し、ルーズヴェルトの教書を「社会政策案勧告」として報じている。

for Old Age Security”を“American Association for Social Security”に改称したのは、1933年6月のことであった。園が文献情報に基づいてこの論文を書いていることが伺える。

10) “Message to Congress Reviewing the Broad Objectives and Accomplishment of the Administration, June 8 1934.” <https://www.ssa.gov/history/fdrstmts.html#message1> [閲覧2022/09/23]

11) 「ニューヨーク特派員八日発

ルーズヴェルト大統領は八日突然議会で教書を送り政府は次議会において米国民の住宅改善、生活の安全保証、失業養老保険等人民の生活を保証安定すべき各種社会政策的立法を行ふ意向を発表した、生活の保証とは例へば西部旱害地方住民の救済施設の如きを意味するが本教書は今後政府が景気回復策と並んで社会政策的立法による人民の救済策に進むべき新方針を示してゐる、然しこの教書は本年十一月六日に行はれる下院全部、上院二分ノ一の大選挙を目標とせる政治的な事情が大なる原因をなしてゐることはもちろんで、去る六日シカゴで発表された共和党の政綱に対する民主党側の政綱を示すものといはれてゐる。」

12) 「国民生活安定に三大事業計画 米大統領議会で声明」『読売新聞』1934年6月10日。「【ワシントン本社特電】（8日発）ルーズヴェルト大統領は8日の議会で於て政府は『新規蒔直し政策』中に更に3つの大事業を加へんと計画してゐる旨声明した。即ち右三大事業計画とは、一、国民に糊口の道を与へ社会政策の安定を与へんとする方策 一、次の議会で養老及び失業保険案を提出することを約束 一、水陸両路の利用方法を改善せんとする案（以下、略）」

13) 北場前出（2002）、73頁。

各種報告書

この頃、刊行された各種報告書も見ておこう。早い時期のものとしては、1935年5月に国際労働局東京支局が「社会保険計画」と訳している¹⁴⁾。全国産業団体連合会事務局は同年5月に報告書『米国失業保険問題』において「経済安定保障」¹⁵⁾、「社会安定」¹⁶⁾と訳し、同一文書の中でも表記が揺れている。内閣調査局『月刊列国政策彙報』1935年11月号〔創刊号〕では「社会保護」と訳した¹⁷⁾。だが、同『彙報』1936年10月刊行ではニューヨークタイムズの記事を翻訳し、「社会保障法」と訳している¹⁸⁾。

1936年7月刊行の国際労働局東京支局訳編『国際労働局局長年報』は「社会保障法 (the Social Security Act)」と英語の原語を付記して訳している¹⁹⁾。1937年版でも同様に「社会保障計画」と訳されている²⁰⁾。1937年に中央社会事業協会社会事業研究所がアメリカの養老政策について調査研究した資料集では、「社会安定保障」「社会の安定保障」という訳が割り当てられている²¹⁾。国際労働局が1936年7月に「社会保障」を使用し、その後も一貫して‘security’を「保障」と訳していることは大いに注目しうる。1938年5月の三井報恩会の報告書では「社会安定法」「経済安定委員会」と訳している²²⁾。社会政策関係団体ではないが、日米貿易摩擦対応のために刊行された、1940年3月の日本莫大小〔メリヤス〕輸出組合『米国市場視察報告』では、法令名を「社会救済保証法」と訳し、その解説では「社会保障法」と訳している²³⁾。

14) 国際労働局東京支局『「合衆国における社会保険計画」』『世界の労働』第12巻5号、1935-05、14～25頁。

15) 全国産業団体連合会事務局 (1935.5)『米国失業保険問題』、2頁、7頁など。

16) エプスタインの American Association for Social Security を「米国社会安定協会」と訳している。同前、21頁。

17) 内閣調査局 (1935.11)「合衆国 米国第74議会通過法案概要」『月刊列国政策彙報』第1号、「社会保護」113～118頁。Ref. A06031013500。注38参照。

18) 内閣調査局 (1936.10)「社会保障法実施一箇年の成績」『月刊列国政策彙報』第12号、46～50頁。Ref. A06031014500

19) 国際労働局東京支局訳編『国際労働局局長年報 1936年世界産業・労働・経済の推移と展望』1936年7月、42頁。その第3章「社会政策と産業政策」の「社会保険」の節において、「しかし、おそらく更に意を強ふするに足るのは、社会保険拡大強化のための運動が目下進行しつつあるといふ幾多の徴候が看取されることである。例へば、合衆国においては、**社会保障法 (the Social Security Act)** ……」とある。また、74頁でも言及されている。

20) 国際労働局東京支局訳編『国際労働局局長年報』、31頁。

21) 中央社会事業協会社会事業研究所 (1937.12)『養老年金制度及一般養老施設資料』、99、134、145頁など。

22) 三井報恩会 (1938.5)『高齢者問題と養老年金制度』、21頁。同報告書では、エプスタインにも言及している。同5頁。

23) 日本莫大小輸出組合 (1940.3)『米国市場視察報告』、14頁、および「付録」4～5頁。この報告書の執筆者は、日米靴下数量協定の更改交渉を担当した同輸出組合書記長星野勇と記されている。ルーズヴェルトのニューディール政策を「労働者の勢力を政治的に不当に拡大せしめたこと」「国民を享

雑誌記事

雑誌『労働立法』1935年2月号では、「労働立法ニュース」欄で1月17日に「社会政策教書」が提出されたと記載されている²⁴⁾。これは法案名を訳したというよりも、教書の内容を表現したものとみなすことができる。1935年5月国際労働局東京支局、『世界の労働』では「社会保険計画」と訳されている²⁵⁾。鉄道省の『現業調査資料』では、「社会保護法」と訳されている²⁶⁾。『国際経済週報』では1936年8月「ニューディールの社会保険計画」²⁷⁾、同年11月「社会安定法」²⁸⁾、1937年1月には「社会保安制度」²⁹⁾、同年2月には「社会安寧局」³⁰⁾、同年6月には「社会保険法」³¹⁾、同年9月には「社会安定立法」³²⁾という訳語が使用されている。当時の知識人が読者層であったと思われる総合雑誌『セルパン』では1937年4月にエプスタインのコメントを翻訳し、「社会保証」が使用されている³³⁾。1937年6月には『保険政策』で「社会保証法は生保業を助く」という論評を公表している³⁴⁾。『国際知識及評論』では1937年7月に「社会保険法」と訳している³⁵⁾。同誌は、1939年9月にも「社会保険法」と訳している³⁶⁾。1938年2月に納武津がMaxwell Stewartの“Social Security”を部分訳し、書名を「社会安全施設」と訳している³⁷⁾。

楽主義に走らしめ、刻苦精励の精神を没却せしめた」「失業者の数を増加せしめるというふ思はざる逆効果を承知せしめた」と評価し、日米貿易摩擦の責任がルーズヴェルト政権にあると見なした。16頁。

- 24) 「ルーズヴェルト大統領の社会政策教書は1月17日正午議会で提出された」、『労働立法』、95頁〔通巻543頁〕。
- 25) 「合衆国における社会保険計画」、国際労働局東京支局『世界の労働』12(5)1935年5月、14頁。
- 26) 鉄道大臣官房調査課「合衆国の社会保護法」『現業調査資料』10巻1号、1936年1月号、17頁。
- 27) 「海外解説 アメリカの本年度予算」『国際経済週報』1936年8月6日、19頁。
- 28) 「ニューディールの現段階と将来」『国際経済週報』1936年11月19日、16頁。
- 29) 「アメリカ第75議会開会とル大統領の一般予算教書内容」『国際経済週報』1937年1月14日、43頁。
- 30) 「社会安寧局長更迭」『国際経済週報』1937年2月25日、46頁。本文を紹介すると「ワシントン2月19日(金)＝ルーズヴェルト大統領は19日社会安寧局長ジョン・ウイナント氏の任命を取消し、新に現労働次官アーサー・アルトメイヤー氏を局長に任命した。」
- 31) 「社会保険法合憲の判決」『国際経済週報』1937年6月3日、37頁。記事はロンドン発信であり、連邦大審院〔最高裁判所〕が1935年「社会保険法」を合憲と判決したことを報じ、次いで同法が1935年8月14日に成立したことに触れ、同法の内容を解説し、訴訟の争点と経緯、判決を受けた大統領会見について紹介している。
- 32) 「ルーズヴェルトの財経策と米国の動向」『国際経済週報』1937年9月16日、15頁。
- 33) アブラハム・エプスタイン「社会保証の将来」『セルパン』75号、1937年4月号、68～69頁。
- 34) 「社会保証法は生保業を助く」保険政策研究会『保険政策』1(2)、1937年6月号、107～108頁。
- 35) 「労働者保護特別教書」『国際知識及評論』1937年7月号、171頁。同記事では、「社会保険法勝訴」という小見出しで、「1935年社会保険法」が大審院〔最高裁〕にて合憲の判決を下したことを伝え、同法の内容も「養老年金条項」と「失業保険条項」からなるものと適切に要約している。
- 36) 「ル氏第三期出馬と決す」『国際知識及評論』1939年9月号、177～180頁。
- 37) マクスウェル・スチュワート(納武津訳)「各国の社会安全施設」『日本読書協会会報』1938年2月

外務省文書

外務省は、各国の情勢を本国に伝える職務を有している。外務省が米国社会保障法について本国（＝日本）に報告を行っていると考えてよい。このため本稿では外務省外交史料館文書を検索した³⁸⁾。1936年12月3日中米日本大使齋藤博から外務大臣に対する機密電報において「社会保障法」という表現が見られる³⁹⁾。同じ齋藤大使から外務大臣に宛てた1937年2月27日の公電では「社会保証法（Social Security Act）」と書かれている⁴⁰⁾。1937年3月の外務省亜米利加局長から内務省社会局長官に対する伺文では、適当な訳語が見つからず「ソーシャル、セキュリティ」とカタカナ表記にしている⁴¹⁾。1937年12月、在米日本大使から外務省に送付された文書「社会保証局年次報告書送付ノ件」では「社会保証法（Social Security Act）」「社会保証局（Social Security Board）」とある⁴²⁾。1938年7月の在米日本大使と外務省との連絡文書では、在米大使が「社会補償法」と呼んでいる⁴³⁾。この文書は1935年8月15日の疑義照会の参照を求めている。その疑義照会文も「社会補償法」と記されていた可能性が高い。1939年9月には在米大使が公電で「社会保険法」と訳している⁴⁴⁾。

有力対立候補としての「社会安定」

内務省社会局保険部編『健康保険時報』1935年3月号で“social security”を「社会安定政策」と訳している。『神戸又新日報』1935年6月19日は「社会安定法案」⁴⁵⁾と訳し、『国民新聞』は

号、119～178頁。スチュワートの原書は三部構成19章からなるが、そのうち第二部を中心とした10章を訳している。Maxwell S. Stewart (1937), “Social Security”, W. W. Norton.

38) 外交史料館文書はアジア歴史資料として、その多くがデジタル化され、検索できる状態になっている。本稿ではその参照先をレファレンスコードとして典拠を示す。以下、Ref. xxxxxx と表示する。

39) 昭和11年12月3日在米特命全権大使齋藤博発外務大臣有田八郎宛亜米利加局機密公745号「社会保障法適用ニ関スル問合せノ件」Ref. B04012845100, 各国労働法制並政策関係雑件／米国ノ部（属領地ヲ含ム）第一巻（I-4-1-0-1_2_001）（外務省外交史料館）

これは在ポートランド日本領事館で雇用するアメリカ人職員にも米国社会保障法が適用されるか否か、という問い合わせに関する回答文である。

40) 昭和12年2月27日在米特命全権大使齋藤博初外務大臣林銑十郎宛普通公第141号「社会保証局年次報告書ノ件」Ref. B04013261100, 外国社会保険関係雑件（I-5-1-0-8）

41) 昭和12年3月23日岡本亜米利加局長発内務省社会局長官宛「米国「ソーシャル、セキュリティ、ボード」ヨリ資料交換方申入ノ件」Ref. B04013254200, 各国ニ於ケル社会施設並同法規関係雑件（I-5-1-0-5）（外務省外交史料館）

42) 「社会保証局年次報告書送付ノ件」「外国社会保険関係雑件 10. 米国（3）社会保険極年次報告書」Ref. B04013261100. 年次報告書の現物が添付されている。

43) 「昭和10年8月15日付普通第444号拙信ニ関シ」Ref. B04013260900

44) 亜米利加局在米特命全権大使堀内謙吉発外務大臣阿部信行宛普通公第490号「社会保険法修正ニ関シ報告ノ件」Ref. B04013261200, 外国社会保険関係雑件（I-5-1-0-8）（外務省外交史料館）

45) 『神戸又新日報』1935年6月19日「ロング氏の修正案否決」神戸大学経済経営研究所新聞記事文庫より引用。

1935年8月16日に「社会安定法案」として報道している⁴⁶⁾。

1936年3月、五十嵐喜廣編『米国会衆国社会安定法案』という本が刊行されている⁴⁷⁾。これは、社会事業家にしてキリスト者の五十嵐が1934年から35年にかけて訪米した際に見聞・収集した事実・資料に基づいて執筆されている。五十嵐の離米が Social Security Act 成立の8月前だったと推測され、使用している資料は1935年4月までのものである。五十嵐は序文で、

「その徹底せる法文も、偉大なる数字も凡て市民の生活安定、市民の福祉を目的とするものである。一国の政治の要提は只その国民の生活の安定である。」

と述べ、生活の安定をはかる法制度として「社会安定」という訳語を選んでいる。特に、同書は、政治・政府の役割として「社会の安定」を強調しており、政治を嚮導する規範概念として「社会安定」を使っていることが注目になる。同書は「経済安定委員会」「老人安定法」など“security”を一貫して「安定」と訳している。

高橋貞三は1937年公開の論文で「社会安定」を使用し、また、その著書『社会立法の研究』でも一貫して「社会安定」を使用している⁴⁸⁾。1937年4月の『生命保険経営』では「米国の社会安定法」という記事が掲載されている⁴⁹⁾。

「社会保障」の登場

法案の訳語として、「社会保障」の用語が初めて登場するのは、筆者が調べた限りでは、経済紙である『中外商業新報』『日本経済新聞』の前身)1935年4月30日号である。それによると日本時間の29日に「ルーズヴェルト大統領」の「ラジオの放送演説」を伝え、その記事中で「社会保障法」と訳されている⁵⁰⁾。先に触れたように『朝日新聞』1935年8月28日で「社会

46) 『国民新聞』1935年8月16日「老廃失業者に年金制確立—米社会安定法案成立」神戸大学経済経営研究所新聞記事文庫より引用。

47) 五十嵐喜廣編『米国会衆国社会安定法案』シオン社。国立国会図書館デジタルアーカイブ。五十嵐は山形県出身で、岐阜県中心に社会事業活動に従事した。

48) 高橋貞三(1940)『社会立法の研究』有斐閣。同書の86, 315~316, 319~322, 350~355, 359~360, 363頁参照。初出、高橋貞三(1937.4)「1936年のアメリカ新労働法」『社会政策時報』199号。

49) 「米国の社会安定法」『生命保険経営』1937年4月号, 140~143頁。

50) 『中外商業新報』1935年4月30日号「新 NRA 政策を擁護—米大統領国民に呼びかく」。「【ワシントン28日発電通】ルーズヴェルト大統領は日曜夜(二十八日午後十時、日本時間二十九日正午)ホワイトハウスから全国に向けてラジオの放送演説をなし、国民が政府の財政政策に協力して共に経済回復の促進に寄与して以てアメリカ繁栄の再現に由る福祉を増進せんとする政府施設の円滑なる進捗に助力せん事を求めた、大統領が列挙した諸政策に属する法案の議会通過が疑問視される際、ル氏自身で新 N・R・A 政策擁護の陣頭に起ったものとして各方面の注意を喚起してゐる、ル氏の演説内容は左の通り[改行]一九三一年以来経済的危機は恐ろしい勢で全米を襲い一時は非常な危険を感じたが政府は国民の戦力を得て着々必要適切な施設を行い難関を突破して今日に至った、併し経済復興に対す

的保障法案」という言葉が表れているが、「的」が挿入されており、一つの単語になっていない。次に「社会保障」があてられるのは1935年10月頃である。筆者が調べたかぎりでは『健康保険時報』1935年11月号「社会保険参考文献抄録」で「北米合衆国の社会保障法」「社会保障局」として紹介しているものが初出である⁵¹⁾。続いて、北場氏が「初めてのもの」として挙げているところのILO 東京事務局『世界の労働』1935年12月号で「アメリカ合衆国の社会保障立法」と記されている⁵²⁾。1936年内閣調査局『月刊列国政策彙報』では『世界の労働』を参照して「社会保障法実施一箇年の成績」⁵³⁾という報告で「社会保障」があてられている。1936年の『世界時事講座』では、ポール・ダグラスの“Social Security in the United States”を「米国社会保障制度」と訳している⁵⁴⁾。

北場勉（2002）によると経済学者の小島精一が1936年3月に「ルーズヴェルトの社会保障計画—Social Security Act について—」⁵⁵⁾と題して、法律学者の一野喜三郎が1937年に「米国「社会保障法」の展望」と題して、それぞれ「社会保障」と訳していることを指摘している⁵⁶⁾。

小島精一は既に1935年2月18日に『読売新聞』に「ルーズベルト大統領と労働者の反目」と

る政府の使命はまだ果されて居らぬ、予は国民が米国の恒久的復興及び之に伴ふ繁栄を招来する目的達成の為に政府の四十億弗匡救事業計画に関する法案の議会通過に協力せん事を切願する、一部においては市民を混乱せしめその混乱に乗じて私腹を肥さんとするが如きものあり、盛んに反対意見を並べて市民を惑わさんとしてゐるが建設的[再]建施設は着々進捗している、一九三三年予が大統領に就任して以来復興の空気が全米に漲つてゐる事は疑う余地がない、社会保障法、銀行統制法、公益事業統制並に特殊会社廃止案及び船舶統制法等は復興プログラムを完成する為最も根本的基礎を構成する重要法案である、予は国民がこの重大時期に対する認識を駈りと把握して政府を助け以上諸法案の通過に力を効さん事を切望する」神戸大学経済経営研究所新聞記事文庫より引用。

51) 「社会保険参考文献抄録北米合衆国の社会保障法」、内務省社会局保険部規畫課『健康保険時報』1935年11月号、37頁。同記事は、MLR (Monthly Labor Review) vol. 41, No. 3, およびIALI (Industrial and Labour Information), Vol. LVI, No. 1 に基づいている。その原文を示すと、「連邦議会を通過した連邦経済保障法案は、「社会保障法」と改題せられ1935年8月14日大統領の裁可を得た。本法は社会保障局なる新な一行政官庁を設置し且つ連邦養老給付制度の樹立、失業補償に関する州制度、無拠出年金制度、並に福利及公衆保健施設に対する補助金の交付を規定してゐる。(本誌海外事情欄に登載の予定)」とある。

52) 北場勉（2002）前出、73頁。

53) 『月刊列国政策彙報』1936年第12号、46～50頁。

「社会保障法実施一箇年の成績」これはニューヨークタイムズの1936年8月15日の記事の和訳である。これによれば「同法に規定せられた事業の概要と、同法に依つて設立せられた社会保障局 (Board of Social Security) の組織については、すでに本誌第1号に於いて紹介したところである」と記述している。また、『世界の労働』第12巻第12号、第13巻第1号に「詳細なる解説」が掲載されていると記述している。

54) 「ポール・ダグラス教授著『米国社会保障制度』」『世界時事講座』、105～173頁。

55) 小島精一（1936）「ルーズヴェルトの社会保障計画—Social Security Act について—」『社会政策時報』136号、1936年3月号、31～50頁。

56) 一野喜三郎（1937）「米国「社会保障法」の展望」『法学新報』第47巻5号。北場勉前出、74頁。

いう長い文章を寄稿しており、そこで「生活保障」という言葉を使用している点が注目される。さらに、小島精一が1936年3月に『社会政策時報』に寄稿した「ルーズヴェルトの社会保障計画— Social Security Act について—」は Social Security Act の詳細な紹介と分析という点で注目に値する。これは Social Security Act に関する日本での初めての本格的な紹介といえる⁵⁷⁾。そこでは Economic Security を「経済的保障」と訳すとともに、Committee on Economic Security を「経済保障安定委員会」と“security”を「保障安定」と訳している⁵⁸⁾。小島は“security”が有する保障と安定という二つの訳語を当てている。また、「老齢補償」「失業補償」には「補償」という用語を使用し、「保障」と概念的に区別している⁵⁹⁾。

小島はアメリカが“social security”を採用した理由については言及していない。「ニューディールからニューオーダー」と「社会保険の自給性」という概念で Social Security Act について批判的に評価する。すなわち、緊急的・救急的なニューディール政策を「長期的且つ計画的な」ニューオーダー政策に転換させるものとして Social Security Act があるのであれば、労使の保険料のみを財源とし、連邦政府が負担しないという「自給性」を採用することは「大きな矛盾ではあるまいか」と批判した⁶⁰⁾。そこでは連邦政府の財政的支援がない失業保険と老齢年金について“social security”を冠することに、法律名に法内容が伴っていないことを指摘した。なお、小島は九州帝国大学の元教授でアメリカ経済の専門家で、ニューディール政策に関する論文を何本も発表していただけでなく、かつてマーネスの著書を翻訳した経験があり社会保険についても精通していた⁶¹⁾。

特殊アメリカ的なものとしての「社会保障」

小島は、Social Security Act において公費負担が極めて少なく社会保険料による「自給性」が強いことについて「社会保険制度が果たして「自給的に」維持されるや否や」については関係者間で議論があることを強調し、制度の脆弱性を指摘している⁶²⁾。つまり、この制度の持続可能性と給付水準（保障機能）に疑義を呈している。このことはアメリカをモデルにするという発想が見られないことを意味する。

57) 小島は「大統領に社会保障法の成立を急がせた原因としては、当時米国社会を席卷するかに見えた種々の富の再分配乃至空想的経済改革案（ロング上院議員やコグリン教父の富の再分配運動、シンクレアのエピタ運動、タウゼントの老齢回転基金案或は又カナダにおけるソシヤル・クレジット連盟の活躍等）に対する駆引の意味もあつたことは否まれない」と指摘している。小島前出、33頁。

58) 小島同前、33頁。

59) 小島同前、46頁。

60) 小島同前、47頁。小島はドイツ・ワイマール共和国の失業保険制度が「自給性」ゆえに破綻し、イギリス国民保険制度の失業保険が「政府の財政的支援」によって「よく恐慌に耐へ得た」ことを例に挙げている。

61) マーネス（青木節一、小島精一訳）『労働保険論』集成社、1919年。

62) 小島前出、46頁。

さらに、白杉三郎は1938年に「米国の社会保障と欧州の社会保険との比較」という論考において、欧州の社会保険が19世紀以来の「任意的・共同的活動」の伝統を有するのに対し、アメリカはそのような伝統がなく、「個人的責任か国全体又は州の責任」しかないことを指摘し、“social security”はアメリカに特有な社会政策と見なしていた⁶³⁾。

以上のように、1936年以降「社会保障」という訳語も使用されるようになっていたが、定訳となっていたわけではない。また、一般的な概念ではなく、アメリカ特有の概念であると理解されていた。政策を嚮導する規範概念としては認識されていなかった。

だが、アメリカ1935年法が翻訳される過程で「社会保障」が誕生したことは重要である。アメリカ的な概念としての“social security”を「社会保障」が継承する部分がある可能性を意味するからである。

協調会と水上鐵次郎

協調会の調査課で「海外労働事情」を担当していた水上鐵次郎は1935年2月 The Economic and Social Security Committee を「経済安定委員会」として言及している⁶⁴⁾。続いて、1935年刊行とされる協調会『労働年鑑昭和10年版』においても水上は「経済安定委員会」と訳している⁶⁵⁾。『社会政策時報』1936年2月号で、水上は「社会安定法」として紹介している⁶⁶⁾。この頃の水上は“security”を「安定」と訳していたことが分かる。

だが、協調会の1936年12月刊行の『労働年鑑昭和11年版』では、「アメリカ合衆国」の節において独立して「社会保障法」の項目を立てている⁶⁷⁾。執筆者は水上鐵次郎と廣崎眞八郎による⁶⁸⁾。そこでは、

「失業救済法と共に重要な社会政策的法案は上院議員ワグナー氏及び下院議員リュイス氏によつて提出された**社会保障法案**であるが1935年8月14日、アメリカ大統領は、合衆国議会

63) 白杉三郎 (1938) 「資料・米国の社会保障と欧州の社会保険との比較」『国民経済雑誌』第64巻3号、104～107 (412～415) 頁。

64) 水上鐵次郎「資料 アメリカ労働総同盟大会」『社会政策時報』第173号、253頁、1935年2月号。「なほ [労働大臣パーキンス] 女史は、自ら**経済安定委員会**の委員長として失業保険其の他の社会立法制定の準備をなしつつあることを公表した。……国際労働局長バットラー氏及イギリス労働組合評議会主宰にしてアムステルダム・インターナショナル会長たるシトリン氏も各一場の挨拶を述べ、前者は国際労働機関の機能効果を説明し [た]

65) 協調会 (1935.9) 『労働年鑑昭和10年版』、313頁。アメリカの節は水上鐵次郎と稲葉秀三が執筆している。

66) 水上鐵次郎 (1936.2) 「資料アメリカ労働総同盟大会」『社会政策時報』1936年2月号、266～271頁。

67) 協調会 (1936.12) 『労働年鑑昭和11年版』341～351頁。12月発刊と記されているが、12月末日までのイベントが記載されているので、実際の刊行は1937年と思われる。

68) 同前、353頁。

によつて実質的にも形式的にも重要な修正を附し「社会保障法」の名のもとに之を裁可した。」

と述べ、「連邦養老手当」「州営非掛金制年金制度への補助金」「州営福利事業および公共保健事業に対する補助」「失業補償」という見出しでおよそ9頁半、1万1千字を使って詳述している。この項を実際に執筆した者が水上であるか、廣崎であるかは不明であるが、共同執筆者であるから水上が「社会保障」という訳を承知していたことは確実であろう。

だが、1937年の『労働年鑑昭和12年版』の「アメリカ合衆国」の節を水上が単独で執筆しているが、「[1935年] 8月制定の社会安定法」と訳している⁶⁹⁾。

続いて、1938年の『労働年鑑昭和13年版』では⁷⁰⁾、「社会保障法」のもとでの「失業保険」の適用状況と「老齢年金法規」の実施状況について800字程度で詳しく紹介している。

1941年の『労働年鑑昭和16年版』では「社会保障法」について制度の成立から普及状況、給付動向について詳しく解説をしている⁷¹⁾。水上は「社会安定」と「社会保障」の間で揺れ動いていたといつてもよいが、「社会保障」を使うことが多く、1938年以降は「社会保障」を使用するようになっていった。『社会政策時報』1936年2月号は早い時期であるから、訳語に揺らぎがあっても不思議ではない。『労働年鑑昭和11年版』以降、『労働年鑑昭和12年版』を例外として、水上は「社会保障」を使うようになっている。迷いつつも水上は「社会保障」が適訳であると考えようになったと解釈してよい。本稿冒頭で見たように、近藤文二は水上の1943年5月の論考が「社会保障」という訳語の嚆矢と推測していた。また、佐口卓は水上のこの論考以前に「社会保障」と訳されていた可能性を示唆していた。本稿で明らかにしたように、水上は1936年12月から「社会保障」という訳語を使用しており、迷いつつも1938年からは「社会保障」のみを使用するようになっている。この点からみると水上鐵次郎が「社会保障」の用語を使用し、広めた有力人物であったことを強く推測させる。

北岡壽逸

北岡壽逸は、1923年、1930年にILO総会に参加した経験があり⁷²⁾、1936年から38年にかけて、日本の常任政府代表としてILOの理事会に参加しており⁷³⁾、世界の労働問題、社会政策について通曉していた。また、1937年ワシントンで開催されたILOの「華府国際繊維工業会議」に参加し、同会議の副会長に選出され、ホワイトハウスでルーズヴェルト大統領と面会し、ま

69) 協調会(1937.12)『労働年鑑昭和12年版』, 329, 337頁。

70) 協調会(1938.11)『労働年鑑昭和13年版』, 348~349頁。これも実際の刊行は1939年と思われる。

71) 協調会(1941)『労働年鑑昭和16年版』, 406~407頁。

72) 北岡壽逸(1976)『我が思い出の記』, 82, 119頁。

73) 北岡同前, 134頁。

た、フランシス・パーキンス労働長官とも面会したことから⁷⁴⁾、アメリカの Social Security Act の成立もその内容も、時間差なく知っていたと考えられる。北岡は東京帝国大学経済学部社会政策講座担当教授時代の1942年6月刊行の『社会政策概論』でアメリカに言及している。

「また、最近まで社会保険の殆どなかつた米国に於て、1935年頗る大規模な社会安定法が発布されて、……さうして健康保険さへも近く実現されんとする趨勢にある（注）。

（注）米国では社会保険のことを Social Security と云ひ、失業保険を Unemployment Compensation と云ふ。従来社会保険の反対宣伝が広く行はれたが故に、名称を変更する必要があつたのだと云ふ。」⁷⁵⁾

と「社会安定」と訳している。それだけではなく“social security”は社会保険を意味するものと理解している。アメリカが“social security”を使用した理由を「社会保険の反対宣伝」により「社会保険」という言葉が使えなかったことを「のどと云ふ」という表記から、或る人からの直接的な伝聞であったことをうかがわせる表現で使用している。

以上のことから、北岡は1942年まで「社会安定法」とのみ訳していたことが確認できる。北岡が「社会保障」と訳すのは『ベヴァリッジ報告書』を紹介した1944年以降と考えられる⁷⁶⁾。

第2章 第2波：大西洋憲章第5項の翻訳

『国際知識及評論』は、1941年2月に有名なルーズヴェルトの「炉辺談話」を報じて、「社会保障」と訳している⁷⁷⁾。そこでは「4つの自由」についても報じ、“[to] secure a health peacetime life”に「健全なる平和の生活を保障 [する]」という訳語が使用されている⁷⁸⁾。大西洋憲章に先立つ1941年5月29日、イギリスでチャーチル挙国一致内閣が発足した直後、イーデン外相が英国議会でを行った演説について、元ILO東京事務局長の鮎澤巖が代表を務める世

74) 全国産業団体連合会事務局（1937）『国際労働資料第7集 華府国際繊維工業会議に関する仮報告書』、2～3頁。

75) 北岡壽逸（1942）「第6章社会保険」『社会政策概論』有斐閣、267頁。

76) 北岡壽逸（1944.5）「ベバリッジ稿『社会保障計画』」『社会政策時報』284号。

77) 「ル大統領の炉辺閑談」『国際知識及評論』1941年2月号、141～143頁。そこでは「社会保障を必要とする者にはこれと与へる。……余は更に医薬施設の完備と共に養老、年金並に失業保険制度の拡充を要請するものである」と報じている。

78) 同前。「我々は将来人間の根本的な4つの自由の上に立つ世界の実現するのを待望してゐる、その自由とは 1、全世界に互る言論の自由、2、宗教の自由、3、欠乏よりの自由、即ちすべての国に対しその国民の健全なる平和の生活を保障する各国間の経済的了解、4、恐怖よりの自由、即ち世界の何処においても一國がその隣国に対して實際上侵略を犯すことのできない完全なる軍備を縮小すること」

界経済調査会は「社会ノ安寧」と訳している⁷⁹⁾。だが、同じ書において、大西洋憲章第5項については「社会的安全」と訳している⁸⁰⁾。ちなみに、世界調査会は1942年刊行の別の報告書においてニュージーランドの Social Security Department を「社会保障省」と訳している⁸¹⁾。

1941年8月14日に発出された「大西洋憲章」については、日本の外務省は直後に本文を入手し翻訳している⁸²⁾。その第5項において「社会的安全」と訳している。外務省の訳文を示すと

「5 両国ハ改善セラレタル労働基準、経済的向上及社会的安全ヲ一切ノ国ノ為ニ確保スル為右一切ノ国ノ間ニ経済的分野ニ於テ完全ナル協力ヲ生ゼシメンコトヲ欲ス」

と「社会的安全」と訳されている。この表記はその後、外務省のいくつかの文書に継承される⁸³⁾。また、1942年版外務省『戦時下の英国事情』では、上の訳文と表記が似ているが、微妙

79) 世界経済調査会（代表鮎澤巖）（1942.6）『英国及米国ノ抗戦意志ノ問題』世界経済調査会、8頁。同書のイーデンの演説日は1940年と誤記されている。<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1460254>

イーデンは、ルーズヴェルトの「4つの自由」を読み上げた後、「欠乏からの自由」はヨーロッパに実際に適用されるべきだと述べ、“We have declared that social security must be the first object of our domestic policy after the war. And social security will be our policy abroad not less than at home. It will be our wish to work with others to prevent the starvation of the post-armistice period, the currency disorders throughout Europe, and the wide fluctuations of employment, markets and prices which were the cause of so much misery in the twenty years between the two wars. We shall seek to achieve this in many ways which will interfere as little as possible with the proper liberty of each country over its own economic fortunes.”, [“social security”が戦後の国内政策の第一の目的である。そして、“social security”は国内のみならず我々の対外政策にもなるだろう。戦間期の20年間の多大な悲惨を招いた戦後の飢餓、通貨不安、雇用・市場・物価の混乱を防止するために外国と協力することを願う。我々はこれらのことを様々な方策を通じて達成する。その際、適切な自由を認め、各国の経済的余力を阻害することをできる限り小さくする方法をもって行く]。<https://www.jewishvirtuallibrary.org/british-secretary-of-state-anthony-eden-on-british-war-aims-may-1941> [閲覧2022/09/23]

80) 同前、17頁。「両国ハ経済的利益ト、個人的並ニ社会的安全トヲ確保スルタメ経済的分野ニ於ケル凡テノ国民間ノ全的協力ヲ達成スルコトヲ欲スル」

81) 世界経済調査会（1942）『戦時英帝国の労働機構』、91頁。これの原著は次のものと書かれている。ILO, “Conference of the International Labour Organisation, New York October 1941: Wartime Development in Government - Employer - Worker Collaboration,” Montreal, 1941. 同書、1頁。この他、世界経済調査会の翻訳文に「社会的保障策」という用語が使用されている。ペンローズ「総力戦の経済編成」国際労働局編・世界経済調査会訳（1942）『戦時経済研究』、23頁。ただし、原著が見つからず“social security”の訳語であることを確認できていない。

82) 外務省条約局（1941.8.18）『条約集第19輯第35号』B19010291900

83) 例えば、外務省調査局（1942.7）『世界秩序に関する米英の意図』、375頁。外務省調査局・乾精末執筆（1943）『戦争目的としての米国デモクラシー』、81～82頁。この第5項について「是 [第5項] はルーズヴェルトの四つの自由中「欠乏よりの自由」に相当する部分であらう。一方ニューディールを高調し労働階級に一応政策を採りつつある政権の発案と察せられるが、他方大西洋憲章発表二ケ

に異なっている点もあり、

「両国ハ改善セラレタル労働標準，経済的向上及社会的安定ヲ一切ノ国ノ為ニ確保スル為一切ノ国家間ニ経済的分野ニ於ケル完全ナル協力ヲ実現セシムルコトヲ欲ス」⁸⁴⁾

と「社会的安定」と訳されている⁸⁵⁾。同報告書では、イギリスのイーデンの1941年5月29日演説の当該箇所を「社会安定」と訳している⁸⁶⁾。

だが、1942年2月27日の駐米日本大使からの公電では「社会保証」と訳されている⁸⁷⁾。

『朝日新聞』は大西洋憲章発表の翌日の1941年8月15日にその内容を紹介している⁸⁸⁾。

「5、両国はすべての国が経済的分野において労働水準の改善，経済的發展および社会安定の確保を目的として全的に協力することを欲する。」

と「社会安定」を使用している。『読売新聞』も同じ日に報道し⁸⁹⁾、

「第5項 英米両国は労働条件の改善，経済的進歩並びに社会的安定の為世界各国間の十分なる協力を促進する。」

と「社会的安定」を使用している。

月前6月21日参戦したる蘇連の社会政策に迎合せんとする英国の進んで希めたる所でもあらう。[改行]然し近代国際労働機関等の活動を通じて察するに、此の条項が博愛主義とか善隣主義とか又一時的小ご都合政策と早合点すれば齟齬がある。持てる米英は己が持てるものを持たざるものと願つと云ふのでなく、己を脅威する様な生活水準にある他のものを競争不可能にする手段を講ずるか、又は是等を己と同水準に引き上げるのが主眼である。是については色々の事情で、持たぬ者の中には追従、向上の出来ぬものもあらう。又持つ方でそれを歓迎せぬと云ふ意思も働くであらう。そうなるとデモクラシーで割切れそうで今のままのデモクラシーでは答案は出て来ぬと思ふ。デモクラシーも今少し天と人の知恵と法則を取り入れる必要があるであらう。」Ref. B10070351200

84) 外務省政策局第5課(1942)『戦時下の英国事情(第2)』第1分冊, 126頁。卜部官補執筆担当とある。Ref. B02130603200

85) なお、大河内一男はこの訳をそのまま使用している。大河内一男(1944)「英国の戦争目的」外務省政務局第四課『欧州新秩序研究会報告集』, 37頁。Ref. B02130594600

86) 外務省政策局第5課同前, 123頁。

87) 1942年2月27日亜米利加局普通公第141号在米特命全權大使齋藤發外務大臣林銑十郎宛「社会保証局年次報告書送付ノ件」Ref. B04013261100。これは、“First Annual Report of the Social Security Board”が刊行されたので、4部コピーを本国に送付する際の送付状である。

88) 「領土不変更を強調—8項目の宣言内容」『朝日新聞』1941年8月15日。

89) 「英米巨頭の共同宣言 新世界創造の和平条件 洋上会見の結実発表」『読売新聞』1941年8月15日。

国際関係雑誌でも大西洋憲章について報道されている。その論評はすべて大西洋憲章の欺瞞や背景にある軍事的意図を指摘するもので、好意的な評価はまったくない。だが、全文を紹介する記事が多く、関心の高さと衝撃の大きさを物語っている。

1941年9月の『国際月報』では、

「(五) 英米両国は凡ての国家がその経済的利益と個人的竝に社会的安全を保障する目的をもって完全なる経済的協力を実行することを要望する」

と「社会的安全を保障する」と訳している⁹⁰⁾。同月の『外交時報』では、『朝日新聞』の訳文と完全に同一であり、「社会安定」と訳している⁹¹⁾。『外交時報』は大西洋憲章を「世界人類の意識欲望」に「効果」を与えるとし、「英米追隨の民族」に「相当の期待」を与えるものとして「世界の人身獲得戦に転入した」ことを示すものと指摘した⁹²⁾。同月の中野正剛は「英米巨頭の共同宣言」において『読売新聞』の訳を使い——ただし漢字と仮名表記は微妙に異なる——「社会的安定」と表記している⁹³⁾。1941年10月の『国際知識及評論』は、『朝日新聞』の訳をそのまま援用している⁹⁴⁾。同誌に掲載した三枝茂智論文では

「英米両国は労働条件の改善経済的進歩及び社会的安定の爲め世界各国間の十分なる経済的協力を促進する」⁹⁵⁾

と『読売新聞』の訳に酷似している。すなわち原文を参照していない可能性が高い。

1942年版の協調会『労働年鑑』では、

「5、両国は、経済界に於ける凡ゆる国民間の徹底的協力を実現し、以て万民に対して、改善せる労働標準と、経済的向上と社会的安寧とを確保せんとす。」⁹⁶⁾

と「社会的安寧」と訳した。だが、同じ『年鑑』で、1941年10月のILOの会議において「大

90) 「両巨頭の洋上会談と共同宣言」、『国際月報』1941年9月号、21頁。ルーズヴェルトとチャーチルの会談写真を掲載し、関心の高さを示している。

91) 「英米の共同宣言：大西洋上兩巨頭會見」『外交時報』99巻5号、1941年9月1日号、121～123頁。

92) 「時論：英米共同宣言の狙ひ所」『外交時報』同前、2頁。

93) 中野正剛(1941.9)「英米兩巨頭の共同宣言」『東大陸』1941年9月号、5頁。

94) 「英米巨頭洋上会談」『国際知識及評論』1941年10月号、118頁。

95) 三枝茂智(1941.10)「再版英米の平和—英米共同宣言を衝く—」『国際知識及評論』1941年10月号、10～11頁。

96) 協調会(1942.12)『労働年鑑昭和17年版』、316頁。執筆者は不明である。

西洋憲章第5項」の内容が強調されたことに言及し「社会的安定」と訳している⁹⁷⁾。

国際法学者の立作太郎は、初稿が1941年9月の論考で「経済的発達及社会的安全」と訳している⁹⁸⁾。東亜研究所は1943年の報告書で「社会的安全を保障する」と訳している⁹⁹⁾。三島助治は1942年の著作で大西洋憲章を紹介し、「経済発展及び社会安定の確保」と訳している¹⁰⁰⁾。水野正次（1942）は「社会安定」と訳している¹⁰¹⁾。

小 括

以上見たように、大西洋憲章第5項について「社会保障」と訳した事例は調べた限り一つもなかった。この点で「社会保障」への道は1935年法よりも遠ざかった。そして、“social security”の訳語が多様であることがうかがえる。これら一連の訳語の多様性は何を意味するのであろうか。第一に、定訳がまったくなかったことである。したがって、「社会保障」という定訳に収束する必然性はなく、別の定訳になる可能性もあった。第二に、「社会安定」が最も多く使われており、続いて「社会的安定」があり、「社会安定」が有力な候補であった。第三に、「社会的安寧」もあったことからすると、“social security”の意味概念が正確に理解されていたとはいいがたい。

第3章 第3波『ベヴァリッジ報告書』

『ベヴァリッジ報告書』については、それが公表される前から日本では報道がなされていた。例えば、協働会『労働年鑑』は1942年版においてベヴァリッジの名前には言及していないものの、

97) 同前、323頁。「戦後再建問題が討議され初め、イギリスを初め、その属領各地及び合衆国の各政府では、戦後復興企画の期間が設置されたことであつた。而して10月ニューヨークで開催された国際労働会議に提出された局長代理の事業報告には、『社会安定の建設』と題する覚書が添付され、前記太平洋憲篇第5項の内容を強調し、戦後社会再建の方向を暗示するところがあつた」

98) 立作太郎（1942）『米国外交上の諸主義』、日本評論社、349頁。「改善せられたる労働標準、経済的発達及社会的安全を一切に対して確保するの目的を以て、経済的分野に於て一切の国民の間に十分な協力をいたす」

99) 東亜研究所特別第一調査委員会編（1943）『英国の企図する世界新秩序』東亜研究所、191頁。「英米両国は凡ての国家がその経済的利益と個人的並に社会的安全を保障する目的をもつて完全なる経済的協力を実行することを要望する」

100) 三島助治（1942）『暴かれた恫喝者』国民政治経済研究所、16頁。資料の典拠を明示していないため、引用した邦訳が三島の独自の訳であるのか、他者の邦訳からの転載であるのか、不明である。

101) 水野正次（1942）『大東亜戦争の思想戦略：思想戦要綱』、110頁。「両国はすべての国の経済的分野において労働水準の改善、経済的發展および社会安定の確保を目的として全面的に協力することを欲する」。水野はこれに「解説—都合の悪いことは全的に協力せず、都合の悪いことだけ全的協力に利用されるほど東洋人は馬鹿ではない」とコメントを付している。

「ダンケルク敗戦後……戦後再建問題が討議され始め、イギリスをはじめ、その属領及び合衆国の各政府では、戦後復興企画の機関が設置された……。」¹⁰²⁾

「ビーヴァーブルック卿が、7月以来〔物資大臣を〕管掌することゝとなつた。その結果、グリーンウツト^{ママ}無任所相が、戦後再建問題の調査企画に専心することゝとなつた……各種戦後成果改造等が内外に提案された……。」¹⁰³⁾

とあり、1941年ダンケルク敗北後、英国政府が戦争目的・戦後目的の企画立案に着手したことを記している。

『ベヴァリッジ報告書』が公表されたことは、『国際経済週報』とその後継誌の『同盟世界週報』などで日本で報道されていた¹⁰⁴⁾。また、国際雑誌としては、『国際月報』の1943年1月では「社会保険制度調査委員会報告書公表」として報告書の要約が紹介されている¹⁰⁵⁾。研究者、政治家、官僚、一部知識人は断片的な情報に接近することができたと考えられる。だが、戦時中であつたこともあり、研究者の論考は水上鐵次郎、北岡壽逸、末高信、大河内一男、厚生省社会局官僚内野仙一郎以外に見つからなかった。

欧州駐在大使・行使報告における『ベヴァリッジ報告書』

『ベヴァリッジ報告書』の公表については、駐ヨーロッパの日本大使・領事から外務省に伝えられたものが最も早いであろう。1942年11月24日発・26日着の駐ドイツ日本大使の大島浩から『ベルゼン・ツアイトウング』紙の記事として『「ベベレージ」報告』について、英国議会の議論と関係づけて報告を行っている¹⁰⁶⁾。続いて、スペインマドリードの須磨弥吉郎公使から11月24日発30日着で2つの報告が東京に届いているが、その2通目はチャーチル連立政権の内閣改造に際して、『ベヴァリッジ報告書』の取り扱いをめぐる、英国議会が混乱している

102) 同前『労働年鑑』1942年版、323頁。この文に続いて注97の文が現れる。

103) 同前『労働年鑑』1942年版、361頁。

104) 同盟通信社『国際経済週報』1942年12月12日号。拙稿（1991）「日本における失業保険の成立過程（1）」『社会科学研究』第43巻第2号、110頁、および114頁注1～6を参照。

105) 『国際月報』第25号、1943年1月、145～146頁。

106) 大島大使第1352号、昭和17年11月24日ベルリン発、26日夜着「「クリップス」失脚ニ関スル独紙論調」「二、二十四日「ベルゼン、ツアイトウング」

「チャーチル」ハ社会政策ニ関スル「ベベレージ」報告ノ議会討議ヲ前ニ控ヘテ飽ク迄金権主義ノ牙城ヲ守ラントスル決意ヲ示シ同時ニ米ノ攻撃ニ対シ英帝国ヲ擁護センカ為「クリップス」ノ如キ危険ナル理論家ヲ放〔手書きで「追」と訂正〕出セルカ右ハ「ブルトクラシー」カ国内ニ於テハ新時代ノ理想ニ対スル戦ニ破レ国外ニ於テハ既ニ米帝国主義ニ対スル闘争ニ破レ居ル事実ヲ変化セシムルノモニアラス……」Ref. B02032167900

ことを伝えている¹⁰⁷⁾。

「……此ノ〔チャーチル〕軍事内閣ハ「ウイリアムベベリジ」ヲ長トスル科学経済社会学者ノ委員会決定研究中ニ発生シ其ノ案ノ内容カ知悉セラルル以前既ニ当地ニ大議論ヲ生セリ右草案ハ戦後政府カ如何ニ失業問題ヲ解決シ総ヘテノ英国人ニ衛生教育及社會施設ヲ均等ニ享有セシメ又貧困ノ痛苦ヲ排除スル為共同保險ヲ拡張セントスルニあり左翼派ハ本草案カ余リニ進歩的ナル為政府カ之ヲ葬ラントスル意思ナルヲ指摘シ居レリ（改行）獨、葡ヘ転電セリ」

と、ベヴァリッジ構想については報告書の発表前から賛否の議論が巻き起こっており、チャーチルら保守党側がこれを無視しようとし、左派がそれに危惧を抱いていることを報告している。さらに、須磨公使から『ベヴァリッジ報告書』の内容について「英国人ノ最低生活標準確定統制案ニ関スル件」と題して、詳しい報告がなされた¹⁰⁸⁾。おそらく英国で刊行された新聞を紹介

107) 須磨公使第30950号，昭和17年11月24日馬德里発，30日前後着。Ref. B02032167900

108) 須磨公使第31280号，昭和17年12月3日馬德里発，本省5日前着。

「英国人ノ最低生活標準確定統制案ニ関スル件」（原文正字）
倫敦発「ヤ」特電

「一、ベベリツヂコミッション」は一年半研究ノ後貧民ヲ一掃シ且英国人ノ最低生活標準ヲ確立セントスル統制案ヲ公表セル處、本案ハ頗ル大規模ニシテ約六十萬語ヲ費シ其ノ大要ハ前大戦直前「ロイドシヨージ」内閣ノ制定シタル年額四十磅以下ノ収入者ニノミ適用シ貧困婦人労働者ニ適用セサル労働保險法を基礎トシ之ヲ増補訂正シタルモノニナリ。

（改行）右案カ同率ニ制定サルレハ所謂家庭婦人ニ迄適用サルルノミナラス又収入年齢又ハ性ノ區別無ク全英国人ニ等シク適用サル。斯クテ自発的又ハ強制的原因ニ依リ職業ヲ失ヒ又労働不可能トナレル一夫婦ハ〔は〕二（磅？）男女二十一歳以上ノ独身者ハ一週一磅五志ノ収入ヲ保障セラレ、現行法ノ男子六十五歳女子六十歳以上ノ者ニ対スル養老金モ一磅五志増加サルコトナリ。更ニ十八歳乃至二十一歳ノ男女青年独身者職業無キモノハ一週一磅、十六歳乃至十八歳ノ者ニハ十五志ヲ、尚永久ニ又ハ長間労働不可能ナル者ニハ〔は〕一週三磅ヲ超エサル程度ノ補助金ヲ支給スルコトトナルニ、両親又ハ片親カ補助金ヲ支給サレ居ル際ハ其ノ子供ニシテ十六歳以上ノ子女一人ニ對シ一週八志ノ補助金ヲ交付ス。又現在労働ニ従事シ一定ノ収入アル者ニハ其ノ第二番目ノ子供ヨリ家庭補助金ヲ支給スルニ付二人以上ノ子供ヲ有スル者ハ貧富ノ差別無ク第二番目ノ子供ヨリ一週八志ノ補助金ヲ受クル権利ヲ有スルコトトナル。依ツテ一般英国人ノ希望スル最低生活規準保障ハ本案ニ依レハ総理大臣街頭ノ掃除人婦人事務員及映画「スター」等標示上ノ職業以外ニ他ノ生活様式ヲ有スルモ有セサルモ一様ニ同様ノ保障ヲ享クル権利ヲ有スル次第ナルカ、唯各人支拂ノ保險金ヲ四種ニ分チ最高ヲ一週七志半ニ最低ヲ一志半トナシ此ノ金額ハ保險者及被保險者ノ労働ニテ一定ノ額宛ヲ支拂フコトヲ得ル制度トナシ居レリ。尚本案ノ最モ稱賛サルル點ハ正金ヲ以テ保險金ヲ受領シ得ルコトナルカ、此ノ外診療藥劑無料治療葬式及出産等ノ措置モ規程サレ居レリ。本案ノ骨子ハ個人ノ「イニシアチブ」ヲ尊重スルト共ニ、英國ヨリ貧者ヲ一掃シ、千九百十二年制定ノ労働保險法ニ依リ或ル程度解決サレタル百年以上ニ亘ル英國ノ苦惱タル労働問題ヲ一挙ニ解決シ、同時ニ国家ノ進歩發達ニ寄與シ、其ノ偉大性増加ニ貢獻セントスルモノナリ

介していると思われるが、『ベヴァリッジ報告書』について「貧民ヲ一掃シ且英国人ノ最低生活標準ヲ確立セントスル統制案」と評価している点が注目される。だが、須磨公使は翌12月5日付でマスコミの報道を紹介しているが、そこでは議会も世論もベヴァリッジの提案を支持しているように紹介している。

「既報「ベヴェリツヂコンミツシヨン」ノ発表セル失業及最低生活保障ニ関スル試案ノ内容ハ過去百年間英国ノ切望シ来レル所ニシテ社会各方面ニ於テ賞讃シ居レリ」¹⁰⁹⁾

と、ベヴァリッジ報告書をさしあたり「失業及最低生活保障に関する試案」と概括している点が注目に値する。同電信では「疾病保障」「将来の保障」など「保障」を多用している。これらの外電は英国の新聞報道と各種諜報活動に基づいて作成されたと推測される。だが、マドリードの須磨公使が『ベヴァリッジ報告書』の現物を入手したことを示す文書はない。

別稿で指摘したように、『ベヴァリッジ報告書』の現物はポルトガル領事館を通じて日本に発送されたと推測されるが、同時期のポルトガル公使森島守人と外務省との公電において同報

三、本案ハ日下政府委員ニ依リ検討サレ居ルカ、結局委員ハ之ヲ議会ニ送付シ恐ラク新年度ヨリ審議セラルルコトトナルヘク、又本案カ法律案トナル以前ニハ、一応民衆ノ意向ヲモ図ルコトトナルヘク尚本案ニハ其ノ適用開始ヲ千九百四十五年七月一日ト記シテアルモモシ法律案トナラハ少ナクトモ一年半乃至二年間ハ政府及議会ニテ検討サルヘシ（改行）尚 [5文字分空白]ハ現労働保険法ニ依ル「パンシオン」保障案及救済等の複雑ナル事務ハ国家又ハ個人ニ属スル雑多ノ機関ニ依リ取扱ハレ居レルヲ以テ新ニ社会保険法ヲ設定シ本事務ヲ取扱ハシムルコト最良ナルヘシトノ意見ヲ述ヘ居レリ又彼等ハ本案ヲ実施スル場合ニハ其ノ保険金ノミニテハ到底諸費用ヲ支出スルヲ得ス又国家ハ一九四五年乃至四六年間ハ現労働保険法ニ依ル支払額ヨリ八千六百萬磅ヲ増加支払ハサルヘカラス之ヲ換言セハ国家カ全英国人ヲ飢餓ニ瀕セシメス又依糧ニ心配セシメス少クトモ最低生活ヲ保証スル為政府ハ一年間ニ五日間ノ戦費ト同額ヲ支払ハサルヘカラスト言ヒ居レリ（改行）獨、葡へ転電セリ」[句読点挿入] Ref. B02032167900

109) 須磨公使第31432号、昭和17年12月4日後馬德里発、本省7日前着。

「既報「ベヴェリツヂコンミツシヨン」ノ発表セル失業及最低生活保障ニ関スル試案ノ内容ハ過去百年間英国ノ切望シ来レル所ニシテ社会各方面ニ於テ賞讃シ居レリ。一九一二年「ロイドジョージ」及「チャーチル」兩人カ共同シ労働及疾病保障法ヲ議会ニ提出シタルトキハ英国政治界及一般社会ニ一大「センセーション」ヲ惹起セルハ周知ノ事実ニシテ、当時ハ上院ハ現在ト同様保守党ノ勢力下ニアリテ本法ノ協賛ヲ断然拒否セルカ英国王カ首相「アスキス」ノ慫慂ニ依リ保守党ノ上院議員数ヲ減シ自由主義義員数ヲ増加セントシ且憲法上ノ大問題ヲ惹起ス形勢アリタルニ付兩院ハ之ヲ協賛セリ。然ルニ現在ニ於テハ保守党ハ勿論労働及自由党並ニ農業及工業家等国ヲ挙ケテ英国社会ノ二大疾患タル強制休業ニ依ル貧困及貧困ニ原因スル恐怖ヲ一掃スルコトニ全然同意シ居レリ此ノ方法ノ実行ニ依リ国庫ノ負担ヲ増加シ又税金増加ニ依リ其ノ収入ノ減少スルヲ顧ミサル状態ナリ。尚本案ニ対シイ [テ], 「タイムス」ハ中庸ヲ得実行可能ニシテ又慎重ナリ [ニ], 「デリーヘラルド」ハ先見ノ明アル企画ニシテ至極満足ナル結果ヲ得ヘシハ, 「デリーテレグラフ」ハ国家将来ノ保障ナリニ, 「ニュースクロニクル」ハ涙ノ犠牲ヲ支払ハサル国家革命ナリト称シ居レリ。(以下略)」[句読点挿入] Ref. B02032168000

告書に関する記述を見つけることはできなかった¹¹⁰⁾。

外務省政務局は、1942年12月5日付『大東亜戦争ヲ繞ル各国動向第4報』¹¹¹⁾において、『ベヴァリッジ報告書』に言及し、

「右討議ニ際シ「サー・ウィリアム・ベバリッジ」(弁護士、失業問題ノ権威)委員会ノ過去1年半ノ調査ノ結果タル社会安定ニ関スル報告書発表セラレタルガソノ要点ハ社会安定ノ為ニハ(1)学生ノ年金(2)全国民ニ対スル包括的保健社会事業及ビ(3)大量失業防止ノ□ヲ必要トスト謂フ……」

と「社会政策」とともに「社会安定」を使用している点が注目し得る。同『第7報』でも「戦後問題」としてモリソン内相が「人間に値する生活機能の維持」は政府の「根本義務」であり「社会安定ノ□に国民はその義務と国家に忠実なるべきを要す」と述べたと報告している¹¹²⁾。同『第16報』では「「ベヴァリッジ」案討論」と題し、イギリス議会の動向を詳しく報じている。そこでは「社会安定に関し社会保険の大拡張を提唱せる「ベヴァリッジ」案」について下院で討議が行われたことを伝えている¹¹³⁾。その箇所において、「社会安定」「社会保健省」が使用

110) ただし、森島は1943年1月12日「上野書記生」とともに「2,3日の予定」で、スペインマドリッドに出張している。この出張の目的は不明であるが、リスボン領事館とマドリッド領事館との間で密接な人的交流がなされていたことは確かである。森島公使発谷外務大臣宛昭和18年550号「森島公使馬德里出張ノ件」Ref. B14091227200。なお、拙稿(2017)「『ベヴァリッジ報告書』の渡来と大河内一男」『東京大学経済学資料室年報』第7号, 34頁, 40頁を参照。

111) 外務省政務局『大東亜戦争ヲ繞ル各国動向』第1巻第4報(1942年12月5日)。

「12月1日下院ニ於テ戦后計画ニ関スル討議開始セラレ労働党議員「グリーンウッド」ハ戦争終結直後ノ混乱ニ備ヘ今ヨリ戦后経営ノ具体的方策樹立ノ必要ヲ述べ、2日「イーデン」外相ハ戦后欧州ノ救済ノ為英国ハ全力ヲ尽シ犠牲ヲ厭ハザルベキコト侵略ノ繰返シヲ防止スル為英米「ソ」ノ武力ヲ以テ恒久的ナル防御態勢建設ヲ約シ討議ヲ終結セリ。

右討議ニ際シ「サー・ウィリアム・ベバリッジ」(弁護士、失業問題ノ権威)委員会ノ過去1年半ノ調査ノ結果タル社会安定ニ関スル報告書発表セラレタルガソノ要点ハ社会安定ノ為ニハ(1)学生ノ年金、(2)全国民ニ対スル包括的保健社会事業及ビ(3)大量失業防止ノ三[つ]ヲ必要トスト謂フニアリテ実際の施策トシテ社会安定ノ保険制度ヲ提案ス。之ニ要スル費用ハ7億磅ニシテ保険料金ソノ他ノ収入ハ3億4千万磅ナルヲ以テ差額ハ政府負担トナル。尤モ右ハ現在政府ノ行ヒ居ル社会事業ヲ含ムモノナルヲ以テ新規ノ政府負担増加ハ8千6百万磅トナル由ナリ」[句読点挿入] Ref. B02130423700

112) 外務省政務局同前第1巻第7報(1942年12月26日)。□は解読不能の文字を表す。Ref. B02130423700

113) 外務省政務局同前第1巻第16報(1943年2月27日)。

「社会安定ニ関シ社会保険ノ大拡張ヲ提唱セル「ベヴァリッジ」案(第4報4ノ(2)所報)ニ関シ16日ヨリ3日間下院ニ於テ討議ヲ行ヒタルガ、政府ハ右案ノ原則ヲ採用セルモノノ実施ニ付テハ戦後実行ヲ約セル諸施策即チ(1)国防ノ安全、(2)産業再編成、(3)失業対策ノ樹立成就ノ後本件ヲ考慮ストノ態度ヲ取り、之ニ対シ労働党側ハ右政府態度ノ修正ヲ迫リ、即時実施着手ヲ要求シ「タイムス」「ガーディアン」ノ如キモ社会保健省設置ノ必要ヲ力説スル等政情騒然タルモノ

されていること、また、「社会安定」と「社会保険」が明確に区別されていることが注目される。

同『第20報』では、チャーチルの放送演説の内容を報じ、そこにおいて戦後経営について触れ「保険制度の整備及農民生活状態の改善」を約束している¹¹⁴⁾。

ちなみに同『第20報』ではアメリカの「戦後経営問題」の箇所では、「英国の「ビバリッジ」案に匹敵する」提案をしたとされ、「米国民全員の職業及生活の保障」「個人の教育、保健、栄養、居住の保障」「現行社会保障法を修正」「社会保障省の新設」などを提唱したことを報じている¹¹⁵⁾。すなわち、イギリスについては「社会安定」が、アメリカについては「社会保障」が使用されている。この『大東亜戦争ヲ繞ル各国動向』は現地の大使館・領事館からの報告をまとめたもので、外務省において訳語の統一ははかっていないと思われるので、このような訳語の違いが生じたものと思われる。

小 括

以上のように、外務省では欧州の日本大使館・公使館から『ベヴァリッジ報告書』に関して報告を受け、本省でも独自に分析していた。“social security”の訳語の統一ははかられていなかった。このため「社会安定」が多用され、「社会保障」は使用されなかった。外務省から「社会保障」の用語が誕生し、普及していったと見なすことはできない。だが、“security”を「保障」と訳す事例は多く、「最低生活保障」「疾病保障」という用語が登場していることは注目に値する。『ベヴァリッジ報告書』の解説・紹介・報告の作業を通じて、「保障」に権利性が付随していることを認識した表現であるからである。

ここで、後学のために、戦時中に、日本に『ベヴァリッジ報告書』がどのようにして渡来したのか、仮説を提示しておきたい¹¹⁶⁾。外交史史料からみると、スペイン・マドリッドの須磨公使が『ベヴァリッジ報告書』について繰り返しかつ詳細な報告を送っている。これに対してポルトガル・リスボンの森島公使はイギリス情勢については本国に報告を送っていない。このことからすると外務省調査局に設置された欧州新秩序研究会のメンバーでイギリスを担当していた大河内一男が原本を取り寄せるように要望し、調査局はスペイン公使に『ベヴァリッジ報

アリシガ18日採決ノ結果、労働党側ノ修正案ハ335対119票ニテ斥ケラレタリ。此処ニ至リ「アトレー」自治領相、「ベヴィン」労働相、「モリソン」内相ヲ始メトスル労働党出身閣僚ノ進退ニ付イテモ種々噂セラレタルガ結局国際関係ヲ考慮シ自重スル処アリ。政情安定ヲ見ツツアルモノノ如シ。猶「チャーチル」首相ハ肺炎ノ為臥床中（18日発表）ニテ本討議ニハ参加セザリシモノノ如シ。」
Ref. B02130430900

114) 外務省政務局同前第1巻第20報（1943年3月27日）。

「国内問題（イ）戦後英本国の生活標準維持増進の為生活を制約する四カ年計画を立て、之を挙国一致内閣に依り実行す。（ロ）保険制度の整備及農民生活状態の改善。（ハ）英本国及び英帝国内の政治及軍事を含む一切の最高地位は機会均等に全階級の子弟に開放す。……」Ref. B02130434400

115) 外務省政務局同前。Ref. B02130434200

116) 拙稿（2017）前出参照。

告書』の原本を送付するように要請したのではないかと推察される。だが、スペインはフランコ政権の統治下にあり、入手が困難であった。ポルトガルは中立国として、枢軸国、連合国いずれの情報も行きかう数少ない地であった。このためポルトガル公使館が『ベヴァリッジ報告書』をイギリスから取り寄せ、海軍の艦船を使用して日本に運ばれたのではないかと、というのが私の仮説である。

まとめ

以上のように、“social security”の第1波、第2波、第3波について確認してきた。ここから明らかなのは、

第1に、“social security”の定訳は、1946年8月までなかったということである。

第2に、“security”の訳語として「安定」「安全」が多数派であり、「保障」は少数派であった。同様に“social security”の訳語として「社会安定」「社会安全」が有力な候補であった。

第3に、1935年4月頃から「社会保障」と訳す事例も散見されていたが、有力な候補とはいえなかった。

第4に、水上鐵次郎は、「社会安定」を使用した時期もあったが、1938年以降は「社会保障」を使用しており、水上を「社会保障」を最も早い時期に使用し、普及に貢献した人物であると見なしうることである。

第5に、北岡壽逸は1942年まで自覚的に「社会安定」を使用しており、「社会保障」を使用したのは1944年からであり、水上よりも遅い。

以上のことから導き出すべき、学問的・理論的教訓は次のようになる。

第1に、“social security”を「社会安定」と訳した場合は、国民の権利性は曖昧となり、その意味概念、「社会」と「安定」との関係をめぐる様々な議論が展開されたであろうと推測される。その場合、日本の“social security”の歴史的展開は、別の道を辿った可能性がある。

第2に、“social security”を「生活（の）保障」と訳した場合は、また別の議論が展開されたであろうが、近藤文二が指摘されるように、「社会保障」よりも意味概念が広く、国民の権利性も担保されるため、日本の“social security”の歴史的展開は大きく変わった可能性がある。

第3に、結果として「社会保障」が「生き残った」わけであるが、「社会保障」の定義を“social security”からの直訳と見なす場合と、漢語の「社会+保障」として定義する場合と、“social security”から直訳されたものの漢語の「社会+保障」が融合したものと見なす場合とでは、「社会保障」の意味概念が異なってくる。

第4に、ニューディール期アメリカの“Social Security Act”の法の理念と制度内容から“social security”を定義する場合と、その後のニュージーランドの“Social Security Act”の“social security”の意味概念や、大西洋憲章の“social security”や、『ベヴァリッジ報告書』の“social

security”の意味概念をどのように解釈するか、により「社会保障」の意味概念も異なってくる。

第5に、“social security”の訳語として「社会保障」が認知されなかった可能性もあった。日本国憲法の政府原案では「生活の保障」が使用されていた。もし、芦田均が「社会保障」という訳語を知らなければ、憲法改正議会の芦田小委員会で、日本国憲法第25条に「社会保障」が盛り込まれることはなかった¹¹⁷⁾。その意味で偶然であった。だが、結果として「社会保障」が盛り込まれたことで、その後の日本の歴史的展開を規定し、後世の人間から見ると必然に見えるようになった。

117) 「帝国憲法改正案委員小委員会速記録 第4回 (1946年7月29日)」『第90回帝国議会衆議院・帝国憲法改正小委員会速記録』現代史料出版, 111頁。